

絆

<きずな>

＝鹿沼市自治会ハンドブック＝
—基本編—

鹿沼市自治会連合会

共に支え合い 住みよい豊かな協働のまちづくりの推進

自治会は、地域の発展や地域福祉及び公衆衛生の向上を図るという役割を担い、様々な自治会活動を実施しています。自治会は、すべての市民が、地域社会の中で安心して暮らしていける住みよいまちづくりの礎でもあります。

近年、社会環境は、少子高齢化、情報化、国際化さらにはコロナ禍等により大きく変化しています。これに伴い、住民に最も身近な自治組織である自治会がますます重要となっている一方、自治会への未加入世帯の増加、地域コミュニティの希薄化、自治会役員の担い手の減少など、大変厳しい状況にあると感じております。

このような中、皆様の自治会活動を支援するため、自治会ハンドブックを刷新する運びとなりました。

このハンドブックが自治会長をはじめとする、自治会の運営、コミュニティ活動、まちづくりに関わる多くの皆様の一助として活用され、自治会連合会の活動方針である「共に支え合い 住みよい豊かな協働のまちづくりの推進」につながることを祈念し、自治会ハンドブック「絆(きずな)」の発行に際してごあいさつとさせていただきます。

令和 8年 6月

鹿沼市自治会連合会
会 長 小 林 俊 明

(目 次 -基本編-)

1. 自治会とは

- (1) 自治会の意義と役割 … p1
- (2) 自治会の主な活動 … p2

2. 自治会の運営

- (1) 自治会の構成と役割分担 … p3
- (2) 自治会名簿と個人情報のありかた … p5
- (3) 防災・防犯 … p7
 - 防災・防犯に関する連絡系統 … p8
- (4) 「認可地縁団体」について … p9

3. 自治会連合会

- (1) 自治会連合会の役割 … p11
- (2) 自治会連合会 参考資料
 - 鹿沼市自治会連合会会則 … p13
 - 鹿沼市自治会連合会表彰規程 … p18
 - 鹿沼市自治会連合会弔慰規程 … p19
 - 鹿沼市自治会連合会運営内規 … p20
 - 自治会加入促進基本綱領 … p21

【文書サンプル集】

自治会運営で使用される規約や議事録等の文書サンプル集は、下記 URL
又は二次元コードから閲覧できます。

URL:<https://www.city.kanuma.tochigi.jp/0016/info-0000008479-1.html>



1. 自治会とは

(1) 自治会の意義と役割

自治会とは、地域住民が主体となって運営する任意団体です。

その地域がより住みよいまちになるよう、市町村役場などと連携し、地域のさまざまな問題や課題を解決するために活動しています。

自治会＝単なる地域活動ではなく、住民一人ひとりが「自分たちの地域のために自分たちで行動する」という“共同体意識”を育む場でもあり、住民が主体的に地域づくりに関わることで、行政主導では難しい細かなニーズに対応できるというメリットもあります。

災害などの「いざというとき」に最も頼りになるのは近隣同士の助け合いです。自治会を通じて普段からコミュニケーションを取っておくことで、有事の際に円滑な助け合いが可能となります。

また、自治会活動を通じ顔が見える関係を築くことで、「安心して暮らせる」、「困ったときに頼れる」という信頼感が広がります。

近年、自治会加入率は低下しており、地域コミュニティの希薄化が危惧されています。これは地域住民の孤立化を意味し、孤独死・独居死や地域の安全性の低下など様々な問題を引き起こす要因になってしまいます。

このような状況だからこそ、地域の問題は地域で考え地域で解決するという自治会の機能が期待されています。



鹿沼市シンボルキャラクター
ベリーちゃん

(2) 自治会の主な活動

親睦・コミュニティ活動

盆踊りや体育祭、コミュニティまつりなど地域交流による親睦を図ることで、住民同士が協力する環境を整えています。



各種団体への支援

子ども育成会、老人クラブ、女性防火クラブなど、地域の各種団体への活動支援を行い、さまざまな分野での地域づくりを支えています。



防犯・防火活動

お子様の下校時をはじめ、夜道に安心して歩けるよう、防犯灯の設置要望・管理を行ったり、防犯・防火パトロール、交通安全運動などを行っています。



社会福祉活動

民生委員・児童委員や鹿沼市みまもり隊の選出及び活動協力、ほっとサロンの運営など、子どもや高齢者の見守り、生きがい支援等の福祉活動も行っています。



行政との連絡調整

地域住民が行政サービスを円滑に利用できるようにするため、行政との窓口となり、地域の意見・要望を伝えたり、広報の配布等、行政からの情報を地域に周知します。



きれいなまちづくり活動

地域の道路や公園などの清掃活動や資源回収、花いっぱい運動など、住みやすい環境づくりを進めています。



2. 自治会の運営

(1) 自治会の構成と役割分担

自治会の運営は、住民一人ひとりが協力しあい地域課題や地域問題をみんなで解決しようとするものです。

自治会には、役職を設けられた役員がいます。各自治会によって役職の形式は異なりますが、『自治会長』『副会長』『会計』『監事』『支部長』『班長、組長』などの役職が設けられています。

特に自治会長は、自治組織の代表者であるばかりでなく、会員(住民)相互のまとめ役として、自治会で行う事業の最高責任者として、また、対外的には、他の団体や行政機関とのパイプ役としてさまざまな役割を担っています。

自治会長と住民の信頼関係は重要であり、まちづくりは相互の信頼無くしては進められません。地域住民との相互理解を図るには、住民の立場に立って意見をまとめる姿勢をもつことや、急がず、時間をかけ、人と人とのつながりを大切にする、一緒に事業を行っているという“仲間意識”を持つことが大切です。

また、役員の選出についても、住民の合意のもと進めることが重要です。例えば、事業会計上の金銭の誤解は、互いの人間関係を損なう可能性もあることから、自治会長は直接会計を担当せず、信頼のおける会計担当を総会で選出するなど、地域の実情に応じた役員選出が望まれます。

**「いざ」というときには、
自治会長が強いリーダーシップを
とることが求められます！**

カヌマン1号



● 役職ごとの主な仕事内容

自治会長



- ・地域の代表者として、自治会活動の総括を行う
- ・行政との窓口役を担い、地域内への情報周知や、住民の意見・要望を伝える
- ・各役員の選出と次世代の地域リーダーの人材育成
- ・地域の力を引き出す

副会長



- ・自治会長の補佐（サポート、支援、相談）
- ・会長に事故があった際の代理

会計



- ・自治会予算の作成
- ・自治会運営費の管理

監事



- ・会計や事業のチェック

支部長



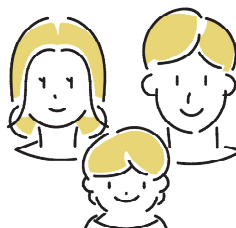
- ・班長、組長等をまとめる

班長・組長



- ・自治会費の回収や回覧板の配布

自治会員



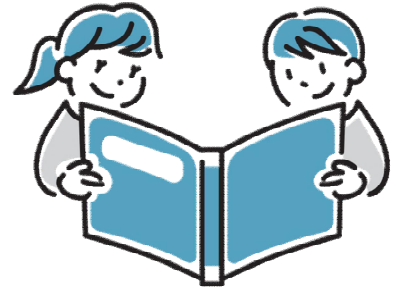
- ・自治会費の支払いやイベント等への参加

(2) 自治会名簿と個人情報のありかた

個人情報保護法が平成 29 年 5 月に完全施行され、全ての事業者がこの法律の適用対象となりました。

自治会等の非営利組織も例外ではありません。

そこで、自治会名簿を適切に取り扱うためのルールや注意点をまとめましたので、再確認しましょう。



個人情報とは…

生存する個人に関する情報であって、氏名や生年月日等により特定の個人を識別することができるものをいいます。

個人情報には、他の情報と容易に照合することができ、それによって特定の個人を識別することができることとなるものも含まれます。

例えば、氏名だけであっても、社会通念上、特定の個人を識別することが可能であれば、個人情報にあたります。

● 個人情報の収集や取扱、保管の方法

① 利用目的の通知、公表

- ・個人情報を集める際には、何に利用するか、その目的を定めておく必要があります。そして、その目的以外の利用は禁止されています。
- ・自治会での個人情報の取り扱いについては、何のために使うか、どのように管理するかなどの規定等を定めておくとよいでしょう。

② 個人情報の適切な保管

- ・個人情報を集めた名簿は、情報の漏えいが生じないよう適切に管理する必要があります。名簿の配付にも十分注意し、配付先の会員へ盗難や紛失がないように注意を呼びかけることも重要です。

③ 本人の同意

・個人情報を他者に渡すときは、原則、本人の了解が必要です。名簿を渡せば、転売される恐れもあるので注意が必要です。

④ 開示請求

・本人から個人情報の開示請求があった場合には、その請求に応じる必要があります。情報の訂正や利用停止の請求があった場合も同様です。

⑤ 苦情対応

・個人情報の取り扱いに関して、苦情が出たらきちんと対応することが大切です。より安心できる取り扱い方法を検討しましょう。

自治会名簿の利用目的は、概ね以下のとおりです。

- 緊急時行政連絡
(緊急時は自治会を通して各戸に伝達されます。)
- 自然災害時などの安否確認
(火事や水害、地震の際)
- 要配慮者の安全確認
- 自治会情報伝達



自治会名簿は「安全・安心なまちづくり」には欠かせないものです。

しかし、「個人情報がどのように扱われているか不透明で怖い」と、自治会への加入をためらっている方もいます。自治会に加入し、安心して個人情報を提供していただくためにも適正に管理しましょう。

ある自治会では、「役員のみ自治会名簿」を作成することにし、個人情報の収集を最小限にしています。

例) 自治会長・支部長・班長のみ名前と電話番号を記入し、各世帯との連絡先収集などは各々の班長に一任する。

「自治会名簿だから」と個人情報を半強制的に収集してはいけません。

使用方法を十分理解してもらい、各自治会の状況に合わせ、柔軟に対応しましょう。

(3)防災・防犯

災害や犯罪は、いつ起こるか予想が付きません。ある日突然発生するものです。そのため、いつ災害が起きても迅速な行動ができるように、しっかりとした“準備”が必要です。

また、犯罪を未然に防ぐため、積極的な防犯活動が求められます。

以下に、災害・犯罪対策での自治会長の主な役割をまとめました。

防災・災害対応

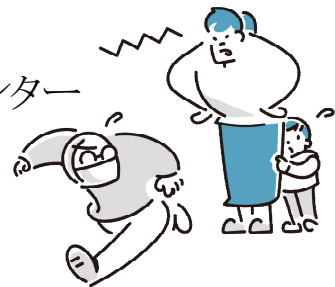
- 地域内の危険箇所などの情報を把握する。
- 日ごろからコミュニティセンターや地区自治会協議会長、地区内自治会長と連携をとる。
- 災害が起こってしまった際は、直ちに防災関係機関（市・警察・消防）に通報し、コミュニティセンター・自治会協議会長へ連絡する。
- 「いざ」というときは、消火活動等の支援を積極的に行う。

※ 土砂災害警報等が発表された場合、また、震度5弱以上の地震が発生した場合は、コミュニティセンター職員は職場に参集することになっています。

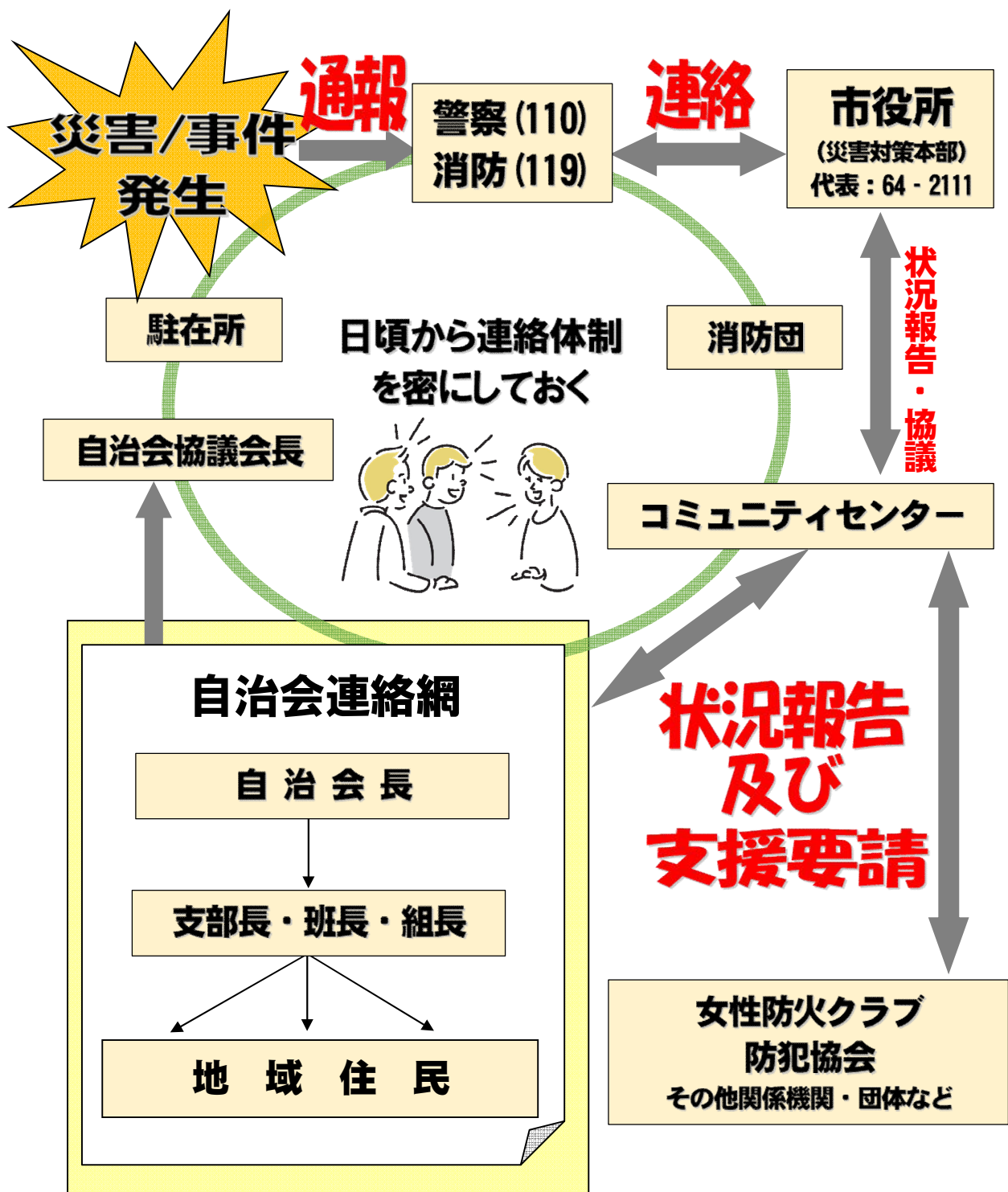


犯罪対策

- 地域で防犯意識を持つために、日ごろから地区コミュニティの形成に努める。
- 不審者などの情報は地域で共有する。
- 犯罪が起きてしまったら、コミュニティセンター及び地区自治会協議会長へ連絡し、地域住民にも注意を呼びかけ、二次被害を防ぐ。



防災・防犯に関する連絡系統



(4) 認可地縁団体について

認可地縁団体とは…

地域的な共同活動(※)を円滑に行うために、市長の認可を受けた団体のこと。

※地域的な共同活動には、公民館等の不動産を保有することや、法律上の責任の所在の明確化、対外的な信用の獲得などが挙げられます。

① できるようになること

法人格を所有することになるため、自治公民館やその土地などの不動産を自治会名義で登記するなど、法律行為の幅が広がります。

認可を受けることで、地方自治法に則った義務(財産目録及び構成員名簿の作成・据え置き、年1回以上の総会の開催等)が課せられることになります。



② 認可要件

認可を受けようとする団体は、以下の要件を満たす必要があります。

ア 地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的として、現にその活動を行っていること

※自治会規約、自治会総会資料により確認します。

イ 自治会区域が客観的にあきらかなこと

ウ 地区内に住所のあるものは誰でも構成員になることができ、現にその相当数が構成員になっていること

エ 規約を定めていること

※地方自治法により“定めなければいけない事項”が決められています。

③ 認可を受けるために必要なこと

ア 総会を開催し、認可申請の意思決定を行った上で、規約や代表者等を決定する。

イ 申請書類を作成し、市へ提出する。

④ 不動産にかかる登記の特例

共有又は個人名義から法人(認可地縁団体)名義に所有権移転登記を行う際、所有権者が数世代遡る場合において、相続人の所在が不明で、手続きに必要な承諾書が用意できない等の問題が生じていました。

このようなことから、地方自治法の一部が改正(平成27年4月1日施行)され、認可地縁団体が所有する不動産が、「一定の要件」を満たす場合は、市長の公告を経て、登記手続きを進めることが可能となりました。

不動産登記にお困りで、以下の要件すべてに該当する場合は、市の所管課へご相談ください。※疎明資料が必要になります。

- ア 申請する認可地縁団体が、当該不動産を所有していること。
- イ 申請する認可地縁団体が、当該不動産を10年以上所有の意志をもって、平穩かつ公然と占有していること。
- ウ 当該不動産の表示登記部又は所有権の登記名義人の全てが、申請する認可地縁団体の構成員又はかつて構成員であった者であること。
- エ 相続人を含む登記関係者の全員又は一部の所在が知れないこと。

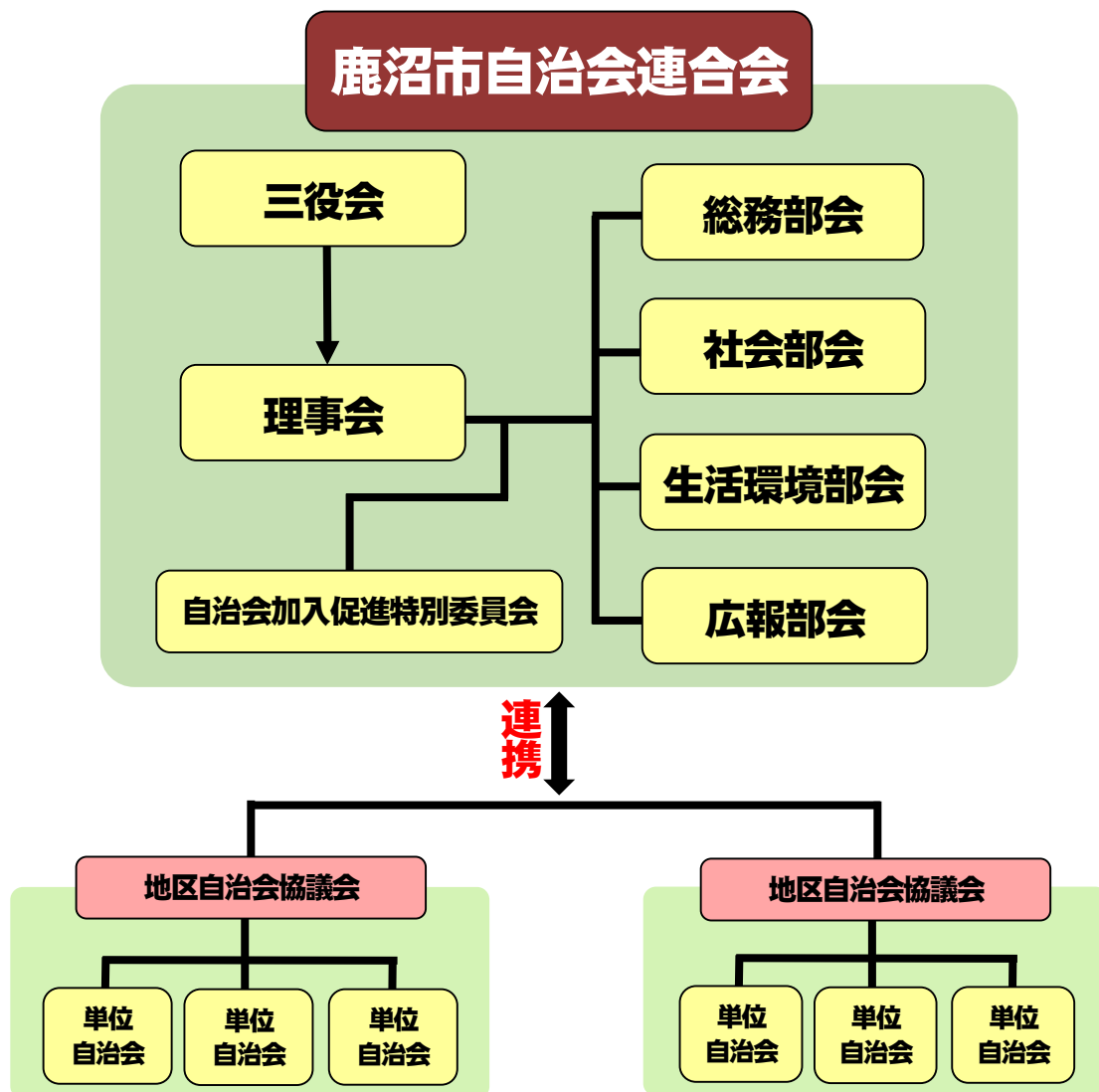
3. 自治会連合会

(1) 自治会連合会の役割

鹿沼市自治会連合会は、市内148の自治会で組織され、鹿沼市と協働して「明るく住みよいまちづくり」を目指し活動しています。

主な活動としては、三役会・理事会での自治会連合会の事業の協議や、理事会のもとに自治会加入促進特別委員会及び4つの専門部会を設け、様々な事業・広報活動を行っています。

● 組織イメージ図



● 各専門部会等の説明

総務部会

- ・行政懇談会の実施
- ・研修会(新任会長、役員、全体)の実施



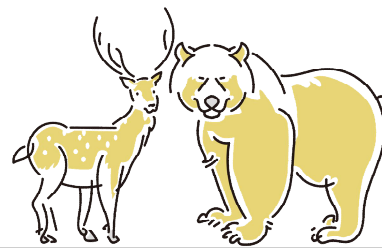
社会部会

- ・鹿沼市防犯防火診断への参加
- ・地域包括ケアシステム等の勉強会の実施



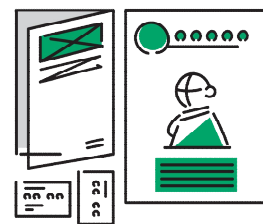
生活環境部会

- ・生活環境に関する調査研究
- ・役員施設見学会の実施



広報部会

- ・自治連かぬまの発行(年2回)
- ・若者との意見交換会の実施



自治会加入促進特別委員会

- ・加入促進のための調査研究・事業の企画
- ・自治会加入促進のためのポスター・チラシ・啓発グッズの作成

(2) 自治会連合会 参考資料

鹿沼市自治会連合会会則

(名称及び所在)

第1条 本会は、鹿沼市自治会連合会と称し、事務所を鹿沼市役所内に置く。

(組織)

第2条 本会は、鹿沼市内の自治会をもって組織する。

(目的)

第3条 本会は、各自治組織の健全な発展を期するため、相互の親睦及び連絡強化を図り、市の発展と市民福祉の増進に努めることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 自治組織の発展向上を図るための調査研究
- (2) 市及び他の公共団体や関係団体との連絡と協力に関すること
- (3) その他目的達成に必要な事項

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 6名
- (3) 会計 2名
- (4) 理事 若干名
- (5) 監事 3名

(役員を選出)

第6条 会長、副会長及び会計は理事の中から、監事は会員の中から、理事会において選出する。

2 理事は、別に定める地区毎に選出する。

(役員承認)

第7条 前項で選出された役員は総会で承認を受けるものとする。

(役員任務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 会計は、本会の会計事務にあたる。
- 4 理事は、本会の事業の推進にあたる。

5 監事は、本会の会計及び会務を監査する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第10条 本会の会議は、定期総会、三役会及び理事会とする。

2 定期総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会は、理事会の議決又は構成員の2分の1以上の要請があったとき開催する。

4 三役会、理事会は必要に応じ開催する。

5 会議は、すべて会長が招集する。

(総会)

第11条 総会は、次の事項を議決する。

(1)会則の改廃に関すること

(2)事業計画及び収支予算の承認

(3)事業報告及び収支決算の承認

(4)その他会長が必要と認める事項

(三役会)

第12条 三役会は、次の事項を審議する。

(1)本会の事業及び運営に関し、特に協議を要する事項

(2)会長が必要と認め、かつ緊急を要する事項

(3)理事会の委任を受けた事項

(理事会)

第13条 理事会は次の事項を審議する。

(1)連合会の会務の運営と執行に関する事項

(2)総会に付議する事項

(3)その他会長が必要と認める事項

(専門部会)

第14条 本会の事業を円滑に実施するため、理事会内に、次の各号に掲げる専門部会(以下「部会」という。)を置く。

(1)「総務部会」

本会の運営、財政、企画及び他の部会に属さないこと

(2)「社会部会」

交通安全、防犯、防災、青少年健全育成その他の地域社会づくりの推進に関すること

(3)「生活環境部会」

公害防止、清掃、緑化推進、都市の整備その他生活環境の美化に関すること

(4)「広報部会」

本会会報の発行及び啓蒙に関すること

2 理事はそれぞれ1箇の部会に属するものとし、部会の所属は、毎年度初めに理事会で決める。

3 各部会に部会長及び副部会長各1人をおき、部会員が互選する。

4 部会は、部会長が招集し会議を主宰する。

5 部会長は、部会を招集するときは、あらかじめ会長に通知するとともに、部会の経過及び結果を理事会に報告しなければならない。

(特別委員会)

第15条 本会の運営に関し、特別な調査・研究が必要な場合には、理事会に特別委員会を設置することができる。

2 委員は、会長が委嘱する。

3 委員会には、委員長及び副委員長各1名を置き、委員が互選する。

4 委員会は、委員長が招集し、会議を主宰する。

5 委員の委嘱及び審議経過並びに結果は、理事会に報告しなければならない。

(会議の運営)

第16条 会議は、その構成員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

2 総会の議長は、役員以外の会員から選出し、他の会議の議長は会長があたる。

(議事の表決)

第17条 会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(地区協議会)

第18条 各自治会の相互連絡機関として地区協議会を置く。

中 央 地 区	久保町、銀座1丁目、銀座2丁目、今宮町、仲町、麻苧町、石橋町、下材木町、寺町、蓬莱町、三幸町、鳥居跡町、下横町、西鹿沼町、日吉町、花岡町、日吉台団地
東 部 地 区	万町、朝日町、末広町、東末広町、中田町、下田町1丁目、下田町2丁目、貝島町、上野町、府所町、府中町、府所本町

北 部 地 区	御成橋町、泉町、睦町、戸張町、千手町、上材木町、天神町、文化橋町、上田町、坂田山
菊 沢 地 区	玉田町、見野、下遠部、富岡、武子、武子ニュータウン、下武子町、下武子城山、古賀志町、高谷、仁神堂町、栃窪、千渡
東 大 芦 地 区	酒野谷、下日向、上日向、深岩、笹原田、下沢、引田
北 押 原 地 区	村井町、上殿町、樅山町、塩山町、奈佐原町、日光奈良部町、下奈良部町、上奈良部町、みなみ町
板 荷 地 区	板荷1区、板荷2区、板荷3区、板荷4区、板荷5区、板荷6区、板荷7区、板荷8区、板荷9区
西 大 芦 地 区	西大芦1区、西大芦2区、西大芦3区、西大芦4区、西大芦5区、西大芦6区、西大芦8区
加 蘇 地 区	野尻、加園、加園上、下久我、上久我第1、上久我第2
北 犬 飼 地 区	上石川1区、上石川2区、茂呂、白桑田、深津、下石川、池ノ森、松原
東 部 台 地 区	晃望台、東町、幸町1丁目、幸町2丁目、緑町1丁目、緑町2丁目、緑町3丁目、西茂呂北、西茂呂南、栄町1丁目、栄町2丁目、栄町3丁目
南 摩 地 区	佐目町、油田町、下南摩町、西沢町1区、西沢町2区、上南摩町、旭が丘
南 押 原 地 区	楡木開運町、楡木寿町、楡木日之出町、磯町、野沢町、亀和田町、北赤塚町、藤江町、南上野町、大和田町
栗 野 地 区	釜場、新宿、下の沢、下町、なか町、上町柏木、叶桑沢、横町、中妻、三坪、日渡路、中栗野、入栗野
粕 尾 地 区	下粕尾、中粕尾、上粕尾
永 野 地 区	下永野、上永野
清 洲 地 区	久野、深程、北半田

2 各地区の代表者は地区毎に選出し、管理運営等についてはそれぞれの地区独自による。

(経費)

第19条 本会の経費は、市交付金、会費及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

附 則

1 この会則は、昭和62年4月6日から施行する。

(経過措置)

2 設立当初の副会長の数は、第5条の規定にかかわらず5人とする。

3 設立当初の役員の任期は、第9条の規定にかかわらず1年とする。

附 則

この会則は、平成14年5月10日から施行する。

附 則

この会則は、平成15年5月9日から施行する。

附 則

この会則は、平成16年5月13日から施行する。

附 則

この会則は、平成17年5月27日から施行する。

附 則

この会則は、平成18年5月30日から施行する。

附 則

この会則は、平成19年5月25日から施行する。

附 則

この会則は、平成21年5月22日から施行する。

附 則

この会則は、平成22年5月26日から施行する。

附 則

この会則は、令和元年5月23日から施行する。

鹿沼市自治会連合会表彰規程

第1条 本会加盟の自治会の会長、副会長及び会計の職にある者又はあつた者で、次の各号の一に該当する者は、これを表彰する。

- (1) 4年以上自治会長の職にある者又はあつた者
- (2) 6年以上副会長及び会計の職にある者又はあつた者
- (3) その他本会の運営に特に功績顕著であると認められる者

第2条 在職年数は、毎年4月1日を基準日として計算し、1年に満たない場合は、これを切り捨てる。

2 在職年数は、中断したときでもこれを通算する。

3 第1条第1号及び第2号に規定する職にあつては、各号に規定する職の在職年数は通算する。ただし、上位の職には、規定の2分の1以上在職しなければならない。

4 在職年数の起算日は、昭和23年4月1日とする。

第3条 表彰該当者は、自治会長の報告又は推薦に基づき会長において調査し、理事会に諮って決定する。

第4条 表彰は、毎年通常総会において行い、表彰状に記念品を添えるものとする。

第5条 本規程の施行に関して、必要なことは会長が定める。

附 則

この規程は、昭和62年4月6日から施行する。

鹿沼市自治会連合会弔慰規程

第1条 この規程は、本会加入の自治会相互の親睦を図るため、弔慰金及び見舞金について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 弔慰金及び見舞金を呈する範囲は、単位自治会の会長、本会運営について、特に功勞のあつた者及び単位自治会とする。

第3条 前条に基づく者が死亡した場合の弔慰金は、次の区分により行うものとする。

(1)自治会長 花輪もしくは生花 1 香 典 10,000円

(2)その他の者 " 10,000円

第4条 第2条に規定する者が次の各号に該当する場合には、それぞれ当該各号に定める額の見舞金を呈するものとする

(1)傷病により1週間以上の入院又は2週間以上の自宅療養

5,000円

(2)火災、風水害その他非常災害により住居又は、家財に損害を受けたとき

10,000円以内

2 自然災害により自治会区域が被害を受けた場合には、当該自治会に対し災害見舞金を呈するものとする。

災害見舞金は鹿沼市自治会連合会災害見舞金支給要綱に定める金額とする。

第5条 前条の見舞金については、会長が適当と認めるときは、同価格の物品をもってこれにかえることができる。

第6条 この規程に基づいて贈呈された金品に対しては、一切返礼しないものとする。

第7条 各地区協議会は、この規程に該当する事由が生じた場合は、速やかに 事務局に通報し、事務局は直ちにこの旨を会長に伝達するものとする。

第8条 この規程の施行に関し必要な事務は、会長の命を受けて事務局において行うものとする。

附 則

この規程は、昭和62年4月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する

鹿沼市自治会連合会運営内規

1 表彰及び感謝状贈呈について

- (1) 会長、副会長、会計以下の役員の表彰
それぞれの表彰基準により、各地区協議会において行うものとする。
- (2) 感謝状の贈呈
会長が6年、副会長・会計が8年以上在職し退職したときに、感謝状を贈呈する。

2 記章の着用について

- (1) 制式
現品の通りとする。
- (2) 交付
記章自治会長に交付する。
- (3) 着用の位置
左胸部に着用する。
- (4) 紛失または破損
記章を紛失または破損したときは、実費を徴収し、再交付する。
- (5) 記章の引継ぎ
自治会長の職を辞したとき、または死亡したときは、後任者に引き継ぐ。

3 出張旅費の支給について

会務のために出張する役員、会員及び職員に旅費を支給する。

- (1) 市外へ会務のために出張旅行をした場合、鹿沼市の旅費に関する条例により算出した額を支給する。
- (2) 旅費の支給日は、会長の判断による。

4 会議等の出席に係わる交通費の支給について

会議等の出席に係る交通費は、三役会、理事会、監査、専門部会に出席する理事及び監事に1回1,000円を、総会に出席する自治会長にあつては1回2,000円を支給する。但し、会議等が同日に開催される場合には、重複して支給しない。

附則

この運営内規は、昭和62年4月20日から施行する。

附則

この運営内規は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この運営内規は、平成26年4月17日から施行する。

自治会加入促進基本綱領

(自治会活動は、会員のより良い生活のため)

1. 自治会への加入及び活動への参画は、自治会住民が自主的、主体的に、かつ心豊かに行うものであり、居住する地域及び自治会を住みやすくし、安心・安全な生活環境を創出するために必要不可欠であり、大変重要なことです。

(自治会員間の尊重し合う心を醸成するため)

1. 自治会員は、上下関係を有するものではなく、思いやりと相互理解の精神をもって信頼関係を築き、互いを尊重し活動しましょう。

(加入促進及び勧誘活動は単位自治会が主体的に取り組む)

1. 自治会への加入促進及び勧誘活動は、自治会活動の基本的かつ根幹をなす活動であり、各自治会が責任を持って、積極的に取り組みましょう。

(地区自治会協議会、自治会連合会及び関係機関との連携)

1. 地区自治会協議会及び自治会連合会は、各自治会の加入促進及び勧誘活動を支援し、情報の共有化や水平展開、行政をはじめとする関係機関との連携を強固に各種支援策を推進します。

附 則

この綱領は、令和4年2月17日から施行する。



自治会ハンドブック（令和8～12年度分）

〔発行日〕 令和8年6月

〔発行元〕 鹿沼市自治会連合会
（事務局）

栃木県鹿沼市今宮町1688番地1
鹿沼市役所 市民協働課事務室内
（電話） 0289－63－2260